

役員等報酬規程

社会福祉法人 かたばみ会

社会福祉法人かたばみ会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かたばみ会定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償並びに退職慰労金等に関する事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等には報酬を支給する。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、別表1に定める額とし、理事会、評議員会、監査及び法人の運営に関する会議への出席等、その他 理事長が運営上必要と認めた用務（以下「用務等」という。）についても支給するものとする。

(支払方法)

第4条 前条に規定する報酬の支払い方法は、原則として理事会、評議員会の開催日又は、その他用務等の執行日に、出席者本人に現金で支給するものとする。又、第9条（退職慰労金・弔慰金の支給）及び、特別な事情がある場合は口座振込みにより支給できるものとする。但し、理事長については、計算期間内の3月末日までに指定の口座へ振込みにより支払うことができる。

(計算期間)

第5条 前条の但し書きにおける報酬の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(費用弁償)

第6条 役員等には、理事会、評議員会及び用務等についての出席に要する費用を

弁償する。但し、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

2 評議員選任・解任委員には定款施行細則第 22 条により、その費用を弁償する。

(費用弁償の額)

第 7 条 費用弁償の額は、利用する交通手段にかかわらず、別表 2 に定める額とする。

(費用弁償の支給日)

第 8 条 費用弁償の支給日は、理事会、評議員会の開催日又は、その他用務等の執行日とする。

(退職慰労金・弔慰金の支給)

第 9 条 役員等が在任中に死亡または退任した場合は、弔慰金または慰労金を別表 3 により支給する。なお、死亡の場合は遺族に支給する。

(功労加算)

第 10 条 在任中の功績等、理事長が特に必要と認めた役員等については、前条により算出した金額に、その金額の 50% を超えない範囲で功労金を加算することができる。

(支給の時期)

第 11 条 役員等の退職慰労金及び弔慰金は、退任後速やかに支給する。但し、やむを得ない事由による時には支給時期を延期することがある。

(公表)

第 12 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成12年3月1日より施行する

2. この規程は、平成13年5月28日より施行する

3. この規程は、平成15年11月14日より施行する

4. この規程は、平成20年3月27日より施行する

5. この規程は、平成24年7月1日より施行する

6. この規程は、平成25年5月28日より施行する

7. この規程は、平成27年4月1日より施行する

8. この規程は、平成29年4月1日より施行する

9. この規程は、平成30年4月1日より施行する

別表 1

区 分	金 額
理 事 長	年額2,400,000円の範囲内とする
理 事・監 事・評議員	出席1回につき 5,000円

別表 2

区 分	金 額
理 事・監 事・評議員 評議員選任解任委員	出席1回につき 5,000円

別表 3

区 分	単 価	支 給 率
理 事 長	300,000円	2.0
業務執行理事	200,000円	1.5
理事・監事・評議員	50,000円	1.0
(1) 金額の算定は、単価×役員等在任年数×支給率		
(2) 在任年数は1年単位とし、1年未満は切り上げる。		